

付議第 2 号

県立大学の公立大学法人化に伴う関係条例の整備に関する 条例議案に係る意見聴取に関する議案

平成 22 年 12 月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 5 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(5) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

県立大学の公立大学法人化に伴う関係条例の整備に関する条例議案説明

この条例は、県立大学の公立大学法人化に伴い、関係条例について規定の整備をしようとするものである。

第 号

県立大学の公立大学法人化に伴う関係条例の整備に関する条例議案

県立大学の公立大学法人化に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

平成22年12月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

県立大学の公立大学法人化に伴う関係条例の整備に関する条例

(高知県職員定数条例の一部改正)

第1条 高知県職員定数条例(昭和24年高知県条例第31号)の一部を次のように改正する。

第1条中「大学の事務部局の職員並びに」を削り、「を除く。)並びに大学の学長及び教員(」を「及び」に改める。

第2条第1項中「次の表に掲げる」を「次の表の」に改め、同項の表を次のように改める。

区分	定数
知事の事務部局の職員	3,828人
議会の事務部局の職員	37人
人事委員会の事務部局の職員	14人
選挙管理委員会の事務部局の職員(知事の事務部局の職員と兼任)	50人
監査委員の事務部局の職員	17人
教育委員会の事務部局の職員	254人
労働委員会の事務部局の職員	7人

海区漁業調整委員会の事務部局の職員		7人
公営企業局の職員		780人
合計	専任	4,944人
	兼任	50人

第3条中「に掲げる」を「に規定する」に改め、「、同項の表1の項から9の項までに掲げるものについては」及び「、同表10の項及び11の項に掲げるものについては、学長が」を削る。

(地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和28年高知県条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表第2 県立大学の講師の項を削る。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第34号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号を次のように改める。

(2) 削除

第4条第3項第2号を次のように改める。

(2) 削除

別表第2を次のように改める。

別表第2 削除

別表第6を次のように改める。

別表第6 削除

(重要な公の施設に関する条例の一部改正)

第4条 重要な公の施設に関する条例(昭和39年高知県条例第39号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とする。

(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第37号)の一部を次のように改正する。

第1条中「(大学及び幼稚園を除く。)」を削る。

(県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改

正)

第6条 県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成8年高知県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「以下「学校医等」を「次条において「学校医等」に改める。

第2条中「県立大学の非常勤の学校医にあつては知事、大学以外の県立学校の学校医等にあつては」を削る。

第4条中「県立大学の非常勤の学校医に関しては規則で、大学以外の県立学校の学校医等に関しては」を削る。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

新 旧 対 照 表
新 旧

公立学校職員の給与に関する条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除くほか、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第6項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条及び市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第3条の規定に基づき、公立学校の職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

公立学校職員の給与に関する条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除くほか、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第6項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条及び市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第3条の規定に基づき、公立学校（大学及び幼稚園を除く。）の職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

新 旧 対 照 表
新 旧

県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（抜粋）

県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号。次条において「法」という。）第4条第1項の規定により、県立学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（次条において「学校医等」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。次条において同じ。）に対する補償（以下「補償」という。）の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。

（趣旨）

第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号。次条において「法」という。）第4条第1項の規定により、県立学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。次条において同じ。）に対する補償（以下「補償」という。）の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。

（通知）

第2条 学校医等の災害が公務上のものであるときは、教育委員会は、補償を受けるべき者に対して、その者が法によって権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。

（通知）

第2条 学校医等の災害が公務上のものであるときは、県立大学の非常勤の学校医にあつては知事、大学以外の県立学校の学校医等にあつては教育委員会は、補償を受けるべき者に対して、その者が法によって権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。

（委任）

第4条 この条例に定めるもののほか、補償の実施に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（委任）

第4条 この条例に定めるもののほか、補償の実施に関し必要な事項は、県立大学の非常勤の学校医に関しては規則で、大学以外の県立学校の学校医等に関しては教育委員会規則で定める。